

明治編年史編纂會編纂『新聞集成明治編年史』第13巻，本邦書籍，1982年，211頁。

- (93) 日人請照遊曆中國，光緒34年3月初7日，外務部収日本林使信「日本女教習櫻井若枝擬赴喀喇沁旗遊曆請發給護照」，中央研究院近代史研究所編『清季中日韓關係資料』第1巻，中央研究院近代史研究所，1972年，354頁。前掲，片山兵衛「清末内蒙古王府の教育について——カラチン王府を中心として」131頁。
- (94) 例えば，結果的に今日に至るまで，大清帝国の領域から離脱できたのはモンゴル国のみであり，内モンゴルの王公はモンゴルで起きた独立運動に加わり，ボクト・ハーン政権の誕生に大きく貢献したこともよく知られている。

〔付記〕本稿は，松下国際財団2008年度研究助成プログラムによる研究成果の一部である。

---

## 〔お詫びと訂正〕

『アジア地域文化研究』第6号掲載論文，松村智雄「「真正のインドネシア人 Indonesia Asli」とは誰か？——2006年国籍法の制定過程と同法の革新性——」において，筆者は，現行のインドネシア憲法26条1項には既に「アスリ」の語はないのに，国民議会において「現行憲法にアスリの語がある」ということを皆，前提にして議論している理由が分からない(70頁)，としていました。

しかし，論文の読者からの指摘を受け再調査をしたところ，筆者が参照した法律集，Yudha Pandu, ed. 2006. *Undang-Undang Dasar 1945 dan Konstitusi Indonesia*. Jakarta: Indonesia Legal Center Publishing が誤っていたことが発覚しました。この法律集の当該26条にはアスリの条項は抜け落ちていたのですが，同様の法律集のいずれにおいても，26条1項は憲法改正前と同じく，「国籍保持者となるのは，真正のインドネシア人(Indonesia Asli)及び法律によって国籍保持者として認められたその他の人々である」となっており，「アスリ」の語を含んでいます。また，インドネシア政府のウェブサイトでも同じく(<http://www.indonesia.go.id/>)やはり現行の憲法26条1項にはアスリの語は含まれています。誤りの含まれていた法律集を出版していた出版社に筆者が問い合わせたところ，同社は当該個所の誤りを認め，いまだに書店に並んでいたこの法律集を全て回収する処置を取りました。(松村智雄)